

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年9月29日
【会社名】	デジタル・インフォメーション・テクノロジー株式会社
【英訳名】	Digital Information Technologies Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 市川 聡
【本店の所在の場所】	東京都中央区八丁堀四丁目5番4号
【電話番号】	(03)6311-6532
【事務連絡者氏名】	取締役兼執行役員経営企画本部長 望月 研
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区八丁堀四丁目5番4号
【電話番号】	(03)6311-6532
【事務連絡者氏名】	取締役兼執行役員経営企画本部長 望月 研
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2022年9月28日開催の当社第21回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
2022年9月28日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金25円（普通配当17円、創立40周年記念配当8円）

総額384,026,725円

効力発生日 2022年9月29日

第2号議案 定款一部変更の件

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されたことに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。

変更案第13条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。

変更案第13条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。

株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第13条）は不要となるため、これを削除するものであります。

上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

第3号議案 取締役11名選任の件

取締役として、市川聡、小松裕之、望月研、橋本達也、中川彰二、柴尾明子、村山憲一郎、熊坂勝美、西井正昭、北之防敏弘及び萩原忠幸の11名を選任するものであります。

第4号議案 監査役3名選任の件

監査役として、中島久幸、鈴木清明及び長坂賛平の3名を選任するものであります。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

石塚健一郎を補欠監査役に選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案 剰余金の処分の件	113,292	64	-	(注)1	可決 99.84
第2号議案 定款一部変更の件	113,283	73	-	(注)2	可決 99.84
第3号議案 取締役11名選任の件					
市川 聡	100,658	12,698	-	(注)3	可決 88.71
小松 裕之	108,773	4,583	-		可決 95.86
望月 研	108,675	4,681	-		可決 95.77
橋本 達也	108,773	4,583	-		可決 95.86
中川 彰二	108,773	4,583	-		可決 95.86
柴尾 明子	108,773	4,583	-		可決 95.86
村山 憲一郎	108,773	4,583	-		可決 95.86
熊坂 勝美	113,217	139	-		可決 99.78
西井 正昭	113,206	150	-		可決 99.77
北之防 敏弘	113,213	143	-		可決 99.77
萩原 忠幸	108,397	4,959	-		可決 95.53
第4号議案 監査役3名選任の件					
中島 久幸	113,248	108	-	(注)3	可決 99.80
鈴木 清明	113,207	149	-		可決 99.77
長坂 賛平	113,208	148	-		可決 99.77
第5号議案 補欠監査役1名選任の件					
石塚 健一郎	113,169	187	-	(注)3	可決 99.73

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上